

「さが中山間コーディネーター職員養成研修」企画・運営業務委託 プロポーザル実施要領

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。
参加希望者は、次の事項を熟知の上、参加申込書等を提出されるようお願いいたします。

1 公示日

令和2年5月11日（月曜日）

2 業務内容

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 「さが中山間コーディネーター職員養成研修」企画・運営業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別添の「業務委託仕様書」による |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和3年3月31日まで |
| (4) 予定価格 | 6,000,000円（消費税額及び地方消費税相当額を含む） |

3 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす企業、CSO等であることを要する。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 過去に同種の業務を受託した実績を有しており、本事業を行う意志及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に確実に実施できる能力及び体制を有していること。
- (2) 本業務の実施にあたって、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えておくこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (4) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 プロポーザル及び審査の実施方法

プロポーザルに参加するためには、5の説明会参加を条件とする。

応募数が4件以上の場合は、企画提案書及び実績書等の資料により書類審査（一次選考会）を行う。

応募数が3件以下、または一次選考会に合格した者については、プレゼンテーションによる審査会を行い、審査員は、別表1の「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。

なお、必要に応じて参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

5 説明会（プロポーザルに参加するためには、説明会参加が条件）

- (1) 日時 令和2年6月8日（月）14時～15時

- (2) 場所 佐賀県庁 10 階 (中央南) 農林水産部内会議室 (佐賀市城内 1-1-59)
- (3) 参加申込 申込期限 令和 2 年 6 月 1 日 (月) 17 時まで
記載内容 タイトル:「さが中山間コーディネーター職員養成研修」企画・運営業務委託説明会 参加申込
本文: 会社名等、担当部署名、参加者氏名、電話番号
参加申込先 chusankan@pref.saga.lg.jp
新型コロナウイルス感染予防のため、WEB による説明会を実施する場合もある。

6 企画コンペの参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和 2 年 6 月 12 日 (金) 17 時まで
- (2) 提出書類 参加申込書 (様式 1) 実績書 (様式 2) 誓約書 (様式 3)
過去に受託した同種の業務実績が確認できる資料 (業務仕様書・実績報告書) を添付すること
- (3) 提出方法 郵送または持参 (期限内必着)

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和 2 年 6 月 24 日 (水) 17 時まで
- (2) 提出書類 企画提案書 (7 部)
以下の内容を盛り込むこととする。
ア) 全体概要及び個別のカリキュラム (構成)・具体的内容
イ) スケジュール
ウ) 実施体制
エ) 人材育成等実施後に目標とする姿
見積書 (7 部)
見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、提案内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。
会社概要 (2 部)
定款又はこれに代わるものの写し、直近の決算書の写し、国税及び地方税の納税証明書又は滞納がないことの証明の写し (3 カ月以内に発行されたもの) を添付すること。
- (3) 提出方法 郵送または持参 (期限内必着)
注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

8 書類審査会 (一次選考会) 応募数が 4 件以上の場合のみ実施

- (1) 日時 令和 2 年 7 月 3 日 (金)
結果については、令和 2 年 7 月 7 日 (火) までにメールで通知する。

9 プロポーザル審査会 (最終選考会)

- (1) 日時 令和 2 年 7 月 10 日 (金) 午後
個別の時間については、参加者に令和 2 年 7 月 7 日 (火) までに通知する。
- (2) 場所 佐賀県庁 11 階 9 号会議室
- (3) 実施方法 方法 事前に提出された企画提案書に沿ってプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーション当日、事前に提出された企画書に沿った補足資料等の配布は認めるが、提案内容について大幅な変更となるような追加資料の配布は認めない。
時間 1 者当たり合計 30 分以内 (プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分以内)
申込者が多い場合は、時間を変更する場合がある。
その他 プレゼンテーションの際に使用するパソコン (windows)、プロジェクター、レ

ーザーポイントなどについては、県で準備する。電子データは、PowerPoint 形式又は PDF 形式とする。なお、提案者側で準備するタブレット等の使用は妨げない。

新型コロナウイルス感染防止のため、WEB によるプレゼンテーション審査会を実施する場合もある。

10 結果の通知

全ての企画提案者に対して、文書により通知する。

11 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別表のとおりとする。
- (2) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、審査員間での協議の上、審査会の会長が最優秀提案者を決定する。
- (3) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は 0 点とする。
- (4) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

12 実施スケジュール(予定)

令和 2 年 5 月 1 1 日(月)	県ホームページでの公募開始
令和 2 年 6 月 1 日(月)	説明会参加申込期限
令和 2 年 6 月 8 日(月)	説明会
令和 2 年 6 月 1 2 日(金)	プロポーザル参加申込期限
令和 2 年 6 月 2 4 日(水)	企画提案書等提出期限
令和 2 年 7 月 3 日(金)	書類審査会
令和 2 年 7 月 1 0 日(金)	プロポーザル審査会
令和 2 年 7 月 1 4 日(火)	委託業者決定
令和 2 年 7 月 1 4 日(火) ~	仕様書の協議等
令和 2 年 8 月 3 日(月)	契約締結
令和 2 年 8 月下旬 ~	事業実施(研修等開始)

13 その他

(1) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

ただし、佐賀県財務規則 115 条第 3 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。

なお、消費税及び地方消費税の税率は 10% で算定すること。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1 人で 2 以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) 費用負担

応募に要する費用は、全て参加者の負担とする。

14 問い合わせ・提出先

担当課	佐賀県農林水産部 農政企画課 中山間・農村ビジネス担当
住所	840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話	0952-25-7115
ファックス番号	0952-25-7465
電子メールアドレス	chusankan@pref.saga.lg.jp

別表「評価基準」

審査項目		審査のポイント
総合的内容	理解度	事業目的と期待する効果を十分に理解した上で、その実現に有効な効果的な提案となっているか。また仕様書に定められている手法以外にも、事業目的に沿った効果的な提案がみられるか。
企画内容	創造性	中山間地域農業の活性化の基本的な視点や手法が学べる内容となっているか。
		今後の具体的な取り組みにつながる契機となる内容になっているか。
		受講者が興味をもって参加するような創意工夫を感じる内容となっているか。
		業務実施後に目指す姿に近づけるような提案内容となっているか。
	妥当性	業務仕様書に沿った企画内容となっているか。
日程	スケジュール管理	研修会等実施に向けた無理のないスケジュールとなっているか。また、提案内容の実現に向けたスケジュール管理への工夫などみられるか。
組織の体制 ・能力	責任者	責任者については、委託業務の実施及び進捗管理を行うことができる適当なものが選任されているか。
	実施体制	円滑な実施のための人材確保などの実施体制が組まれており、講師の候補者等についても明示されているか。
	類似事業の実績	過去に、国又は地方公共団体から本業務に類似する業務を行った実績があり、評価できる内容であるか。
予算	見積額	見積額が予算の範囲内であり、望ましい予算配分がなされているか。提案内容と整合性があるか。